

# 訪問介護いつくしま 運営規程

## (事業の目的)

第1条 株式会社いつくしまが運営する訪問介護いつくしま（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び指定第1号訪問事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護及び第1号訪問事業を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。  
事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 訪問介護いつくしま
- (2) 所在地 広島県廿日市市大野 299 番地 1

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1名以上（常勤兼務）  
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護及び指定第1号訪問事業の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 15名以上
- (4) 訪問事業責任者 1名以上
- (5) 生活支援員 1名以上
- (6) 事務職員 1名以上  
必要な事務を行う。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月～日曜日とする。（12/30～1/3、8/13～8/15を除く）
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

## (事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定訪問介護及び指定第1号訪問事業の内容は次のとおりとし、指定訪問介護及び指定第1号訪問事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1～3割の額とする。

- ① 身体介護
  - ② 生活援助
- 2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。  
事業所の実施地域を超える地点から、距離片道1キロメートルあたり30円とする。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(緊急時等における対処方法)

第7条 サービス提供中に、利用者にご病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師、救急隊、ご家族等の緊急連絡先、介護支援専門員（ケアマネジャー）、管理者へ連絡を行い、必要な措置を講じる。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、廿日市市（旧佐伯地域、旧宮島町地域、旧吉和地域を除く）、広島市西区の区域とする。

(利用者等の虐待防止のための措置)

第9条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次の通りとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定する。
- (2) 虐待防止のための指針の整備し、必要に応じて見直しを行う。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (4) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報する。

(その他の運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

- 2 事業者は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社いつくしまと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成26年03月01日から施行する。  
この規程は、平成26年04月21日から施行する。  
この規程は、平成26年05月02日から施行する。  
この規程は、平成26年07月29日から施行する。  
この規程は、平成26年08月01日から施行する。  
この規程は、平成26年08月18日から施行する。  
この規程は、平成26年10月01日から施行する。  
この規程は、平成26年10月16日から施行する。  
この規程は、平成27年01月01日から施行する。  
この規程は、平成27年04月01日から施行する。  
この規程は、平成28年04月16日から施行する。  
この規程は、平成28年12月01日から施行する。  
この規程は、平成29年01月01日から施行する。  
この規程は、平成29年02月01日から施行する。  
この規程は、平成29年12月07日から施行する。  
この規程は、平成30年07月11日から施行する。  
この規程は、平成30年09月01日から施行する。  
この規程は、平成30年11月01日から施行する。  
この規程は、令和01年09月01日から施行する。

この規程は、令和 02 年 04 月 30 日から施行する。  
この規程は、令和 03 年 07 月 01 日から施行する。  
この規程は、令和 04 年 06 月 01 日から施行する。  
この規程は、令和 05 年 05 月 01 日から施行する。  
この規程は、令和 05 年 09 月 01 日から施行する。  
この規程は、令和 06 年 04 月 01 日から施行する。  
この規程は、令和 06 年 06 月 30 日から施行する。